

公立保育所民営化検証に係る懇談会設置要領

(目的)

第1条 公立保育所民営化の効果や結果を検証することを目的に、必要な意見聴取を行うため、公立保育所民営化検証に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 懇談会において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 公立保育所民営化に係る効果や結果に関する事項
- (2) その他、公立保育所民営化の検証に係る事項

(構成)

第3条 懇談会は、委員4人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・教育関係者
- (3) 市民

3 委員の選任期間は令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 委員長は、懇談会の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、児童部子育て政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月20日から施行する。